

京都大学	博士(文学)	氏名	轟 木 広太郎
論文題目	戦うことと裁くこと ― 中世フランスの紛争・権力・真理 ―		
(論文内容の要旨) 本論文は、およそ10世紀末から13世紀初頭にかけてのフランス社会について、戦うことと裁くことという、一見かけ離れているように思われるふたつの事象の結びつきを示すことによって、この社会に特有の権力関係と真理探求の方式(広義の裁判)を明らかにしようとしている。 序章では、12世紀初頭に成立した武勲詩『ローランの歌』の裁判シーンを手がかりに、本論文で扱われるいくつかの論点、すなわち、和解を優先しようとする裁判官たち、「神の裁き」の存在、国王と貴族・騎士の間の相対的な力関係などが提示される。次いで、戦うことと裁くことの歴史的な結びつきとは何を意味するかについての簡単な見取り図が示される。それは第一に、封建領主(バン領主)―農民関係において現れる。すなわち、武力を背景とするバン領主の支配は、武力を奪われた農民に対する裁判権を中心に組織された。つまり、戦うことができる者が戦うことができない者を裁く、それがこの時代の領主制の根底にある原理であった。第二に、それは封建領主相互の関係を規定する。彼らの間には、フェーデへの根深い志向が見られる一方、裁判内外での仲裁・調停の様々な和解慣行が発達した。ここには、戦うことができる者同士は互いに容易に裁かれないという、もうひとつの原理を見て取ることができる。以下本論では、このように素描されたふたつの原理が、各種の史料に即してより具体的に肉付けされながら展開されている。 第1章は、大きく次章以下のテーマの提示、および研究史の整理に分かれる。前半では、ロワール河畔の一修道院(サン・フロラン・ド・ソミュール)の諸史料を材料に、本論文の主要な論点が以下のように提示される。①世俗領主だけでなく、教会領主も戦うことができる者として、独自の武器・戦術を練り上げた。②世俗領主間の紛争には、先行研究が前提するよりも複雑なルールが存在した。③聖俗バン領主の農民に対する裁判権(領主裁判権)は、一般に罰金刑という形をとった。④領主裁判権は、「慣習」と呼ばれた様々なバン領主権のひとつをなした。⑤12世紀のうちに、裁判のなかで「神の裁き」(法廷決闘、神判、雪冤宣誓)が後退し、新たに証人尋問という真理探求の方式が拡大した。⑥証人尋問は、国王・諸侯の法廷において最初に導入された。次に後半では、20世紀末以降の「紀元千年の変動」論をめぐる論争と、1970年代以降盛んになった紛争研究を紹介し、本論文との関係が述べられる。論者は前者について、急激かつ全面的な変動を否定する反対論を原則的に認めつつも、変動説が提示した封建社会像は11、12世紀にもっともよく妥当するという立場を取る。また後者について			

は、紛争や犯罪を社会の治安や秩序維持にとっての負の要素と見なすのではなく、信仰・経済・社会関係と結びついた現象として捉える視点を重視するとしている。

第2章は、教会領主、とくに修道士たちが、どのように戦うことのできる者として紛争に対峙したのかを、修道院証書、「神の平和」関連の記録、聖人文献といった各種の史料に基づいて論じ、総じて、聖人崇拜と贖罪という要素が果たした大きな役割を強調している。まず修道院証書からは、修道士たちが寄進物件を聖人の持ち物と見なし、その不可侵性を主張することにより、紛争相手を聖人の敵として攻撃したこと、また逆に、紛争解決の際には、係争物件の返還を修道院への寄進に見立てて、紛争相手の贖罪を助けた点を指摘している。「神の平和」関連の史料については、騎士たちの戦闘行為が一種の罪業と位置づけられ、彼らを集めた会議において、数多の聖遺物を前にして集団的な贖罪を求めたという点が強調される。また聖人文献については、ふたつの大部の奇蹟集（『聖ブノワの奇蹟』、『聖女フォワの奇蹟』）を素材として、聖遺物の法廷への持ち込み、聖人旗の戦場での利用、聖人の名を使った関の声、係争地への聖遺物行列など、修道士たちが独自の武器を駆使して世俗領主に対抗したと論じている。このようにして、この時代の霊的なフェーデ、霊的な紛争解決の側面が明らかにされる。

第3章では、世俗領主同士の紛争と紛争解決に焦点を絞り、それに固有のルールの解明を試みている。前半は、11世紀前半のアキテーヌ地方の一有力城主（ユグ・ド・リュジニャン）とその主君アキテーヌ公ギョーム5世の関係を軸として、聖俗領主間の数々の紛争の顛末を記した『コンウェントウム』なる史料の分析がなされる。そして、紛争関係にある二人の世俗領主の間に結ばれる和解（約定）が、じつは、主君に対抗するための同盟であったり、また主君による別の家臣に対する懲罰であったり、あるいは第三者に対する戦闘準備であったことなど、単なる平和の回復ではなく、地域の世俗領主たちの権力関係の推移の一コマであった点を指摘している。以上のような意味で、この地域の城主たちの主君でもあったアキテーヌ公は、彼らと同じ紛争のゲームのなかに位置していたと結論している。後半部では、国王レイ6世（1108-37）と諸侯・城主層との紛争関係が数多く盛り込まれた『レイ6世伝』の分析を通じて、やはりこの時期までの国王が、いかに世俗領主間の紛争ルールのなかに捉えられていたかが示される。当時国王法廷からの召喚あるいは判決を拒否する城主が少なくなかったが、国王は、判決を拒否した彼らの退廷をいったん許し、そのうえで、和解に応じなければ戦闘行為に及ぶのを常とした。これは、国王が彼らを容易に裁くことのできない相手として積極的に認め、戦うことができる者同士として遇したことを意味していた。

第4章は、領主裁判権を取り上げているが、論者はこれをひとつの法制度としてではなく、戦うことと裁くことの関連性のなかで捉えるべく試みている。たとえば、裁判（バン）領主は、犯罪を働いた農民を取り押さえて拘禁し、身請けによって罰金を徴収したが、これは、バン領主とその一党が戦場で敵の騎士を殺さず、捕虜として身代

金を獲得したのに類似する行為であり、その点で、戦うことと裁くことがバン領主のもとで結びついた現象であるという。ほかに、領主裁判権のもとで、犯罪がどのようにして犯罪として設定されたのかという点と、なぜそれがもっぱら罰金刑として行使されたかという点が、とくに掘り下げて論じられている。第一の点については、所領境界線における十字架の設置、アジールの設定、神の休戦、市の場所・期間など、特別な時間と空間の仕切りに応じて、犯罪が問われたり、逆に問われなかったりしたという点が指摘される。つぎに、そうした犯罪や争いの扱いが、バン領主が行使する他の領主権（軍事徴発権、通行税、城の警護賦役、放牧権など雑多な賦課祖からなる、いわゆる「慣習」）が発生する仕組みと同じであった点が強調される。結論として、他の「慣習」がバン領主にとって財源をなしたのと同じような意味で、犯罪も一種の財源として設定されていたとの主張が導かれる。

第5章では、バン領主権を構成する各種「慣習」について、それがしばしば教会人により「悪しき慣習」の名のもとに批判されたという事実から出発して、世俗領主と教会領主との関係性、その権利としての正当性の認否、所領内部でのその運用といった論点が取り上げられる。第一に、10世紀末に史料上に多出し始める「慣習」は、国王・諸侯クラスの上級領主が教会領主に対して譲渡・放棄したものであり、そこには教会領主のバン領主への転換を促す彼らの支援があったとされる。第二に、「神の平和」会議では、常に「慣習」の正否の区別が問われていたことが指摘され、「神の平和」運動は、単に騎士たちの暴力に対しての教会人による治安回復運動ではなく、むしろ領主権をめぐる聖俗領主間の角逐と交渉を背景とする運動であったと結論される。第三に、「慣習」をめぐる個々の係争において、研究史で想定されている記憶の聴き取りという解決方法はまれであり、和解、「神の裁き」、戦勝者による裁定などが一般的であったことが明らかにされる。この点で、「慣習」をめぐる裁判は、戦うことができる者同士の紛争一般と選ぶところがないという。他に、12世紀前半のサン・ドニ院長シュジェの記録をもとに、所領経営のなかでの「慣習」の扱いについても詳しく論じている。

第6章では、裁判の証明方法に焦点をあてて、11、12世紀の法廷において、戦うことができる者のまわりに形成された人的関係と裁判の真理探究が、どのように結びついていったかが示される。まず証明方法として、「神の裁き」だけでなく、証人・証書もすでに同程度用いられていた点が指摘される。しかも、後者について異議が出されたときに、前者の方法に訴えるという序列関係が存在したという。ここで論者は、「神の裁き」を引き受ける証人はどのように確保されたかという問いを提出する。修道院証書の分析からは、封授受・寄進・売買・和解などのさいに、裁判や戦争での助勢、あるいはその他の援助を約束する忠誠・友愛の絆がしばしば結ばれていた点が明らかとなる。論者は、戦うことができる者としての修道士たちは、このようにして自分たちの戦う道具を蓄えていたと結論する。ところが、12世紀初頭から現れる証人尋問の手続きによって、こうした証明の構造に大きくさびが打ち込まれることになる。この

手続きでは、証人たちは当事者と切り離されて聴き取りをされるか、そもそも当事者ではなく裁判官によって選出されるからである。こうして戦うことができる者たちの権力関係と、それと結びついた真理探究の方法（すなわち証明方法）の変容が起こり始めるとの見通しが示される。

第7章は、フィリップ・オーギュスト（1180-1223）の時代に焦点をあてて、この時代の転換点としての特色を明らかにしようとしている。次に、都市（コミューン）が裁判権を獲得し、軍役を担う存在として、これまでの戦うことができる者同士の関係に割って入るようになりはじめるという点が指摘される。ただし、都市は王権の下でその権限や義務を帯びているのであって、それゆえ、限定的な意味で戦うことができる者であったにすぎないとされる。第三に、フィリップの時代には、「神の裁き」に代わり、証人尋問が飛躍的に増大するという点が強調されている。それは司法だけでなく、行政関連の分野（おもに国王のさまざまな権利に関わる調査）にも及び、そこに、この手続きの本格的な定着が看取される。ただし、国王と上級貴族との間では、ルイ6世時代に見られたような、戦うことができる者同士の、互いに容易に裁かれない関係が継続していた。

終章は、続く時代への展望として、13世紀における聖俗の世界の転換が示唆される。ルイ9世治世（1226-70）の半ばに起こったアンゲラン・ド・クーシー事件は、国王が上級領主に対してこれまでとは違った法的措置を取った点で、戦うことができる者同士の関係の転換を象徴する出来事だった。国王法廷に召喚されたアンゲランは、身分的な特権として法廷決闘を求めたが、国王はそれを認めず彼をその場で拘束し、証人尋問を課そうとした。結局それは実現しなかったが、14世紀にはこうした措置はありふれたものとなる。他方、聖界については、第4回ラテラノ公会議（1215年）の意義が指摘される。まず、聖遺物崇拜に対する制限や贖罪制度の改変が決定されたことは、第2章で見た教会領主の霊的フェーデの後退と関連していた。また司祭の神判への関与禁止、さらに教会裁判における世評や噂の調査の開始も、証人尋問の発展につながった。13世紀には、このようにして、封建領主間の容易に裁かれない者同士の権力関係が、真理探究の方法の転換と結びつきながら、徐々に大きく変容しつつあった。

(論文審査の結果の要旨)

第2次大戦後の西洋中世封建社会研究におけるポレミークのひとつは、1950年代に現れるフランスのジョルジュ・デュビュの、城を中心とするコンパクトな実力支配の族生によるカロリング国家の崩壊と封建化を説いた「バン領主制」論と、近年まで続いた、このデュビュ説をめぐる「紀元千年の変動」論であり、今ひとつは法人類学の影響を受けたアメリカの中世史家から始まり、1980～90年代以後、ヨーロッパの研究者に継承された紛争史研究である。

本論文はこのような研究動向を批判的に受容しつつも、10世紀末から13世紀初めのフランス封建社会における権力のありようとその変化を、「戦うこと」と「裁くこと」という二つの事象の関係性を軸とした独自の問題設定により明らかにしようとする。論者は国王証書、修道院文書集、年代記、聖人文学等の史料を博搜し、この時期の聖俗権力の紛争と裁判の実態を、制度ではなく、これをとりまく修道院改革と聖人崇拜、領主経済、人的紐帯などの諸条件の下で展開するプロセスとして考察する。フランスの中世史家マルク・ブロックは、人の裁き方に、その社会の仕組みが現れると述べた。論者が明らかにするのは、近代の司法とは全く異なる当該時期の裁きのありかたである。

論者はまず領主間の紛争とその收拾について、「戦うことができる者」は容易には裁かれないという実態認識にたち、次の点を明らかにする。すなわち俗人領主のみならず教会(修道院)もまた、11、12世紀には自らの封臣に加え、聖人・聖遺物をも霊的武器として紛争に臨み、俗人領主と同様、バン領主権を有した。サン・ドニ修道院長シュジェの「ルイ6世伝」は、12世紀前半の同王が教会と弱者の保護のために敢行した軍事遠征と平和回復の努力を賞揚しているが、王の軍事行動の多くは、実質的に領主間のフェーデ(私戦)と変わるところがなかった。国王裁判において断罪された領主も拘禁されずに法廷を去ることが許され、国王はその後に同領主に対し、あらためて戦いを挑まねばならなかったからである。当時のフランスの諸侯や国王は自身を「戦うことができる者」として俗人領主社会のなかに位置づけ、国王の身体も封臣と同様に神判や法廷決闘で試された。他方、戦うことができない者、すなわち領民(農民)に対する領主裁判権は、治安維持や犯罪抑圧を目的とはせず、むしろ違法を理由に恣意的に罰金を科し、また領民を拘禁して「買い戻し」させるなど、徹底して財源化されていた。犯罪や争いは裁判領主にとって、当時「慣習」と総称された通行税、市場税、多様な賦課租などと同様、「開拓し、活用すべき財」であったというのである。

以上のような国王、諸侯、教会・修道院を含めた領主たちの間の紛争実践とその收拾のプロセス、裁判においては、法廷決闘や神判はもちろん、証言や証書の効力についても、それらの有効性を最終的に担保するのは「神の裁き」であり、紛争当事者、証人のみならず、裁判官自身もその判決の貫徹のためには、神判・法廷決闘の試練を覚悟しなければならなかった。このような「戦うことのできる者は容易に裁かれない」

ことを基調にした社会における裁判に変化をもたらしたひとつの契機は、国王や諸侯の裁判官が、当事者と利害関係のない第三者を召喚して証人尋問を行うようになったことである。国王フィリップ・オーギュスト(1180-1223)時代に飛躍的に増大するこの新たな「真理探究の方法」(証人尋問による証明)は、司法のみならず、行政分野にも及んだ。それは第4回ラテラノ公会議(1215)において、聖遺物崇拜の制限と、神判への司祭の関与禁止が公にされ、風評・噂の調査による裁判や異端審問が始まり、他方で国王の身体が「戦うことができる者」とは別格の聖性を体現する時代への移行を示していた。

以上に記した本論文の主要な論点は、個々の事実関係の認識としては全てが論者の創見というわけではないが、いずれも論者の描く全体像の中で新たな意味を与えられている。本論文は封建社会の構造を理解するうえで、最も重要な権力ファクターである裁判を考察対象とし、「戦うこと」と「裁くこと」の(隠れた)結びつきと、新たな「証明方法」がもたらすその変容という着想と実証により、独自の封建社会像の構築への道筋を示したと言える。

論者の研究動機にフーコーの影響が認められることは明らかではあるが、本論文の考察は決して理論やモデルに導かれたものではなく、各章では多様な史料を渉猟し、絶えず単純な目的論的解釈との差異化を図る努力が行われている。そのような実証研究のオリジナルな成果として特筆すべき点を挙げるなら、従来様々な解釈が加えられて来た文書「コンウェントウム」(約定)を、俗人領主間の紛争における複雑な権力関係の推移を示す史料として読み解いたこと、領主裁判権にかかわる史料用語である「ウィカリア」の意味を個々の史料に照らして検討し、これを違反の摘発、当該領民の拘禁、罰金徴収などを包括的に示す語であり、同じく検討対象とした「慣習」と同様に、「違法・犯罪を財として確保する」権限に関わる表現であることを明らかにしたことなどがある。しかしとくに強調すべきは、12世紀末から急増する裁判官による証人尋問を、それ以前の、紛争当事者自身が選び、彼らと密着した証人の証言と明らかに異なるものとし、国王の司法・行政におよぶその利用事例を実証したことは、13世紀における国王統治の発展を展望させる本論文の重要な成果である。

本論文の問題点として指摘すべきは、史料に密着した事実関係の確認とその独自の意味づけは創見に富むが、ある状況の出現と変化を説明する因果関連的、ないしは構造的な分析視点が希薄であり、この点はとくに証人尋問が「戦う者は容易に裁かれない」という社会を変容させ得た背景は何か、という点についてなお説明が不十分であることにも現れている。とはいえ、この点は論者自身が次の課題と認識しており、今後の研究成果に期待することができよう。

以上、審査したところにより、本論文は博士(文学)の学位論文として価値あるものと認められる。なお2012年8月13日、調査委員4名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。